

56公ガ保第8号  
昭和56年7月30日

各都道府県液化石油ガス担当部長  
各通商産業局商工部長(沖繩総合事務局通商産業部長)  
公益事業部長(富山支局長を含む) }あて

通商産業省  
立地公害局保安課長

資源エネルギー庁  
公益事業部ガス保安課長

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律  
施行令の一部を改正する政令」について

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」(昭和54  
年法律第33号)が昭和56年8月1日から全面的に施行される  
こととなったことに伴い、同法の円滑な施行のため、上記の政令  
において同法第7条の規定に基づき通商産業大臣の報告徴収権限  
について通商産業局長及び都道府県知事に委任したところである  
が、その運用について下記のとおりとするので遺憾なきよう措置  
されたい。

## 記

1. 同法第7条の規定に基づき特定工事業業者から報告を徴収する者は、特定ガス消費機器の設置工事に関し報告徴収を行う場合に当たっては、特定ガス消費機器の設置の場所に係る都道府県知事、特定工事業業者の事業活動等に関し報告徴収を行う場合に当たっては、当該特定工事業業者の事業所の所在地に係る都道府県知事とする。ただし、報告徴収の対象となるべき特定ガス消費機器の設置の場所又は特定工事業業者の事業所の所在地が二以上の都道府県にわたり、かつ、同一通商産業局の管内にある場合は、当該通商産業局長が指定する都道府県知事が報告徴収を行うものとするが、当該通商産業局長が特に必要と認める場合は、通商産業局長が報告徴収を行うことができるものとする。
2. 都道府県知事又は通商産業局長が報告徴収を行つた場合において、当該報告徴収に係る特定ガス消費機器に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条に規定する基準適合命令権限又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第40条の3に規定する基準適合命令権限を有する他の都道府県知事又は通商産業局長があるときは、当該都道府県知事又は通商産業局に対し、報告徴収の結果を連絡するものとする

3. 同法第7条の規定に基づき特定工事事業者から報告を徴収した場合には、その写しを関係市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に送付するものとする。